

X i サービス ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則 (令和 2 年 4 月 2 日経企第 29 号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 4 月 3 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (X i データ通信料に係る特例)</p> <p>3 カケホーダイプラン等 (X i カケホーダイプラン (ケータイ)、X i カケホーダイライトプラン (ケータイ) を除きます。) に係る X i 契約者は、シングルパック等、データ L パック等、らくらくパック若しくはデータ S パック等 (以下この附則において「対象パケットパック」といいます。) を選択している場合であって、その X i 契約者又はその対象パケットパックに係る共有対象回線の X i 若しくは F O M A に係る契約者が特例対象者に該当することを当社が確認したときは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間において、当社がそのことを確認した日を含む料金月におけるその対象パケットパックに係る X i データ通信料 (経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則第 20 項の (3) のエの (ケ) の規定により適用されるものであって、1 料金月における指定追加データ量及び追加データ量の合計が 50 G B までの部分に限ります。) について支払いを要しないものとし、その料金月に係るその X i に関する料金等から減額します。</p> <p>4 前項に規定する特例対象者は、次のいずれかに該当する X i 契約者又は F O M A 契約者をいいます。 (1) 令和 2 年 4 月 1 日において満 26 歳に満たない X i 契約者又は F O M A 契約者 (2) 令和 2 年 4 月 1 日において満 26 歳に満たない者を利用者登録している X i 契約者又は F O M A 契約者 (注 1) 第 3 項に規定する減額について、特例対象者に該当することを確認した日を含む料金月の翌料金月に係るその X i に関する料金等から減額する場合があります。 (注 2) この附則に規定する「カケホーダイプラン等」「シングルパック等」「共有対象回線」「指定追加データ量」「追加データ量」は経企第 406 号 (令和元年 5 月 21 日) の附則第 20 項に、「データ S パック等」は経企第 489 号 (平成 30 年 5 月 18 日) の附則第 3 項に、「らくらくパック」は経企第 1896 号 (平成 29 年 3 月 24 日) の第 3 項に、「データ L パック等」は経企第 903 号 (平成 28 年 9 月 16 日) の附則第 3 項に、それぞれ規定するものをいいます。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>附 則（令和 2 年 4 月 2 日経企第 29 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和 2 年 4 月 3 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （ F O M A パケット通信料に係る特例）</p> <p>3 F O M A カケホーダイプラン等（ F O M A カケホーダイプラン（ケータイ）、 F O M A キッズケータイプラスを除きます。）に係る F O M A 契約者は、シングルパック等、データ L パック等、らくらくパック若しくはデータ S パック等（以下この附則において「対象パケットパック」といいます。）を選択している場合であって、その F O M A 契約者又はその対象パケットパックに係る共有対象回線の X i 若しくは F O M A に係る契約者が特例対象者に該当することを当社が確認したときは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日までの間において、当社がそのことを確認した日を含む料金月におけるその対象パケットパックに係る F O M A パケット通信料（経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 4 項の（2）のイの（ケ）の規定により適用されるものであって、1 料金月における指定追加データ量及び追加データ量の合計が 50 G B までの部分に限ります。）について支払いを要しないものとし、その料金月に係るその X i に関する料金等から減額します。</p> <p>4 前項に規定する特例対象者は、次のいずれかに該当する X i 契約者又は F O M A 契約者をいいます。 （1）令和 2 年 4 月 1 日において満 26 歳に満たない X i 契約者又は F O M A 契約者 （2）令和 2 年 4 月 1 日において満 26 歳に満たない者を利用者登録している X i 契約者又は F O M A 契約者 （注 1）第 3 項に規定する減額について、特例対象者に該当することを確認した日を含む料金月の翌料金月に係るその X i に関する料金等から減額する場合があります。 （注 2）この附則に規定する「カケホーダイプラン等」「シングルパック等」「共有対象回線」「指定追加データ量」「追加データ量」は、経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則第 4 項に、「データ S パック等」は経企第 489 号（平成 30 年 5 月 18 日）の附則第 3 項に、「らくらくパック」は経企第 1896 号（平成 29 年 3 月 24 日）の第 3 項に、「データ L パック等」は経企第 903 号（平成 28 年 9 月 16 日）の附則第 3 項に、それぞれ規定するものをいいます。</p>	